

番号	質問内容	回答欄
1	特例猶予とは何ですか。	新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税の納付が難しい場合、地方公共団体に申請することにより納税が猶予される制度のことです。郵送による申請のほか、eLTAXを経由して電子的に申請することができます。制度の詳細については、総務省ホームページをご確認ください。 URL https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html
2	eLTAXで特例猶予の申請ができる税金の種類はなんですか。	eLTAXから特例猶予を申請できる税金の種類は、①法人都道府県民税、②法人事業税、③特別法人事業税、④法人市町村民税、⑤事業所税、⑥個人住民税（特別徴収分、退職所得分、普通徴収分）のほか、⑦固定資産税（土地・家屋、償却資産）や⑧自動車税、⑨軽自動車税など、証紙徴収を除く、ほとんどの地方税の税目が対象です。 また、延滞金等、上記に附随するものであれば、対象となります。
3	全ての地方公共団体に申請できますか。	全ての地方公共団体に対して特例猶予の申請ができます。
4	特例猶予について、どこに問い合わせればよいですか。	特例猶予の制度や手続き、入力項目や添付する資料の詳細に関しては、申請先の地方公共団体窓口にご確認ください。 特例猶予のeLTAXを利用した申請方法については、eLTAX特設ページに掲載する「eLTAXを利用した徴収猶予の特例の申請手順」をご確認ください。 eLTAXの基本的な操作に関しては、eLTAXホームページのウェブフォーム（お問い合わせフォーム）かヘルプデスク（電話）にお問い合わせください。 詳細は、eLTAXホームページ/サポート・お問い合わせ のページを参照してください。
5	特例猶予の電子申請はいつから地方公共団体に申請できますか？	この件に係る法案の成立後である5月1日に特例猶予の申請に対応したPCdesk（WEB版）をリリースしました。eLTAXによる電子申請は、5月1日以降に地方公共団体宛てに送信してください。
6	eLTAXを利用できる時間は何時までですか。	平日の8時30分から24時までご利用できます。 また、毎月最終土曜日及びその翌日の日曜日や、繁忙期（1月など）の土日祝日については、ご利用いただけません。
7	複数の地方公共団体の税金について、まとめて猶予申請することができますか。	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が法人の場合、eLTAXの利用届出を行い、利用者IDを取得しておくことで、複数の地方公共団体へ、複数税目の特例猶予申請をまとめて行うことができます。 申請者が個人、かつ利用者IDを取得済の場合、ログインすることにより、市区町村（全国の全ての市区町村）と東京都については、複数団体への一括送信機能が使えます。 申請者が個人で、道府県（東京都以外の46道府県）への特例猶予の電子申請を行う場合は、PCdesk（WEB版）の「申請・届出（ログインなし）」から、「申請・届出書（法人）」へ進み、各道府県へそれぞれ個別に申請手続きを行ってください。（個人であっても、特例猶予の申請については、「申請・届出書（法人）」から送信していただくシステムとなっています。下記8参照） 個人の方が、自動車税や不動産取得税などについて、複数の道府県へ特例猶予を申請する場合は、「申請・届出（ログインなし）」から、「申請・届出書（法人）」へ進み、各道府県へそれぞれ個別に申請手続きを行ってください。（個人の場合、市区町村に対しては上記のように複数団体への一括送信ができますが、複数の道府県への一括送信機能はありませんので、お手数をおかけしますが、道府県に対しては個別に送信をお願いします。）

番号	質問内容	回答欄
8	個人事業税の特例猶予を申請したいのですが、申請先の〇〇県が提出先にありません。どのように申請すればよいですか。	個人の方が、「申請・届出書（個人）」に入って特例猶予の申請を行おうとすると、東京都以外の道府県が提出先として表示されません。個人の方が道府県に対して特例猶予を電子申請する場合は、「申請・届出（ログインなし）」から、「申請・届出書（法人）」へ進み、各道府県へそれぞれ個別に申請手続きを行ってください。（「法人」の画面に入って申請いただくことは誤りではありません。地方公共団体にも到達します。緊急に電子申請を可能とするためにeLTAXの既存機能を流用していることによるものです。ご理解のほどお願いいたします。） なお、具体的な入力方法については以下のとおりです。 ○個人が「申請・届出（法人）」により特例猶予を申請する場合の入力方法 法人名称（フリガナ）：チホウゼイ タロウ 法人格を除く名称：地方税 太郎 法人格名称：「その他」を選択し、「特例猶予」と入力 法人格の位置：法人名称の前 法人名称（確認）：特例猶予 地方税 太郎
9	特例猶予を電子申請する際に準備しておくことはありますか。	インターネットに接続できるブラウザを搭載したパソコンを準備する必要があるほか、電子署名するために、電子証明書やICカードリーダーをご用意いただく必要があります。
10	タブレット端末からの申請は可能ですか。	よくあるご質問ページのPCdesk（WEB版）の推奨環境をご確認ください。 https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/junbi/pckankyou/ PC環境チェック機能もございますのでご利用ください。 https://www.eltax.lta.go.jp/pccheck/
11	個人事業主ですが、利用にはマイナンバーが必要ですか。	マイナンバーカードは必須ではありませんが、申請書を送信するためには電子証明書が必要になります。
12	操作方法がわかりません。	各種ドキュメントのページよりPCdesk（WEB版）ガイドをご確認ください。 https://www.eltax.lta.go.jp/support/document/
13	送信できるファイル形式に制限はありますか。	eLTAXは以下のファイル形式のみご利用いただけます。 「.xls」、「.xlsx」、「.doc」、「.docx」、「.txt」、「.csv」、「.pdf」、「.jpg」 特例猶予の手続きについては「.xlsx」、「.pdf」により申請してください。
14	一度送信してしまったものを取り消すことはできますか。	実行された送信を取り消すことはできません。送信実行後に申請取り消しをされたい場合、申請先の地方公共団体にご相談ください。
15	電子証明書はどのように取得すればよいですか。	電子証明書の準備について詳しくは、以下eLTAXホームページをご参照ください。 eLTAXホームページ/eLTAXのご案内・eLTAXのご利用に必要な準備/「電子証明書の準備」
16	eLTAXで特例猶予の申請をするために、ソフトウェアをインストールする必要はありますか。	専用のソフトウェアをインストールする必要はありません。 eLTAXのホームページのトップページ/目的から探す・電子申請・届出/電子申請・届出の手続きを開始する からWEBで手続きをすることができます。 なお、はじめて利用する場合は、事前に電子証明書を準備してください。また、「電子申請・届出」画面に表示されている「注意事項」に記載されている設定を実施してください。
17	スマートフォンから、eLTAXを経由した特例猶予の電子的手続きはできますか。	できません。eLTAXを経由した特例猶予の電子的手続きに必要なソフトウェアであるPCdesk（WEB版）は、スマートフォンからはご利用いただけません。インターネットに接続できるブラウザを搭載したパソコンを準備する必要があります。
18	市販の税務ソフトで申請することはできますか。	できません。今回は新型コロナウイルス感染症の対応として緊急に対応していますので、PCdesk（WEB版）を利用して申請してください。 PCdesk（WEB版）はeLTAXホームページから利用することができます。

番号	質問内容	回答欄
19	PCdesk（WEB版）とは何ですか。	PCdesk（WEB版）とは、無料でWebブラウザからご利用いただけるeLTAX対応ソフトウェアです。 eLTAXを経由して特例猶予の電子の手続きをする場合は、PCdesk（WEB版）を使用する必要があります。 PCdesk（WEB版）は自宅やオフィスのパソコンから、WEBブラウザでアクセスして利用しますので、パソコンへのインストールは必要ありません。 スマートフォンからはご利用いただけません。
20	手順書を見ると、「税務代理権限証書」を選択するように記載されていますが、なぜ関係のない手続きを選ぶのですか。	今回の特例猶予については、緊急の限定的な対策となっているため、eLTAXの既存機能を流用しています。 「税務代理権限証書」は、全ての地方公共団体に対して申請でき、「徴収猶予の特例申請書」や必要書類をPDF等で添付できる手続きであるため、機能を流用します。 税務代理権限証書の手続きとは関係ありませんが、誤りではありませんので、ご理解のほどお願いいたします。
21	提出先の「区・事務所」はどこを選べばいいかわかりません。表示される「区・事務所」では自動車税は扱っていないと思いますが、自動車税の特例猶予はできますか。	自動車税の特例猶予申請もeLTAXによる電子申請が可能です。 eLTAXは、主に法人や個人事業主の申告税目を対象としているため、特例猶予の提出先が判断できない・わかりにくい場合があります。 提出先の「区・事務所」が一覧に無い・わからないと思われる場合は、申請対象税目にかかわらず、提出先地方公共団体の「区・事務所」のうち一番上に表示されている「区・事務所」を選択してください。
22	申請を送信した後、申請・届出受付完了通知が届きました。これは地方公共団体が受付を完了し、申請が認められたということですか。	申請・届出受付完了通知はeLTAXのサーバによるチェックが完了し、地方公共団体が当該申請情報を確認できる状態になったことをお知らせするものです。 地方公共団体が受け取ったことを示すものではありませんのでご注意ください。 その後、地方公共団体が申請情報を受け取った際は、「受付状況照会」画面の「受付状況」で「手続き完了しました。」と表示されます。 この状態は、地方公共団体に申請が届いたことを示すものであり、猶予が認められたことを示すものではありません。地方公共団体から郵送で猶予決定通知が届くまでお待ちください。
23	申請・届出受付エラー通知が届いたが、これはどういう意味ですか。	申請・届出受付エラー通知は、eLTAXのサーバによるチェックの結果、なんらかの理由により申請が受付出来なかった場合に届くお知らせです。 なお、添付ファイルが無害化されたことにより、添付ファイルが削除された場合は、「受付状況照会」画面の「受付状況」に「受付中です。添付資料に対し無害化処理を行えなかったため、添付資料を全て削除しました。」と表示されます。この場合、添付ファイルである徴収猶予の特例申請書は提出先地方公共団体へ届きませんので、添付するファイル形式、ファイルサイズ等をご確認のうえ、再度申請してください。
24	申請受付通知が届いてから1週間以上連絡がありません。受付状況がどうなっているのか調べることはできますか。	申請時に登録された申請番号と照会番号を基に、PCdesk（WEB版）から受付状況を確認することができます。 申請番号は申請を提出した際に払い出される番号です。 照会番号は、当該申請が提出先の地方公共団体における受付結果や受付状況を確認する際に必要となります。4～20桁の英数字記号で入力してください。 また、申請完了時に表示される申請番号や照会番号を忘失しないようご注意ください。 いずれかの番号を忘れた場合は、PCdesk（WEB版）による受付状況を確認できなくなります。その場合には、申請先の地方公共団体へご確認ください。 なお、利用者IDによりログイン後、申請手続きを行った場合は、照会番号等が無くても受付状況を確認することが可能です。詳しくはPCdesk（WEB版）ガイド 107ページ～109ページを参照願います。 https://www.eltax.lta.go.jp/documents/00058 1週間以上連絡が無い場合、まずはPCdeskWeb版から受付状況を確認いただき、「受付中」となっているかなど、現在の受付状況をご確認ください。 なお、ここでの「手続き完了しました。」の表示は、地方公共団体の担当部署に申請が届いたことを意味するものであり、猶予が認められたかどうかについては、地方公共団体から郵送される猶予決定通知をお待ちください。

番号	質問内容	回答欄
25	e-Tax分と一緒に特例猶予を申請できますか。	e-Tax（国税）分とeLTAX（地方税）分については、一度の操作による申請はできません。 国税分は、e-Taxにログインの上、お手続きをお願いします。
26	eLTAXで特例猶予を申請するメリットは何ですか。	①各地方公共団体毎に、個別に赴いたり郵送したりする必要がないこと、②複数の地方公共団体へ一括申請ができることです。（複数の地方公共団体への一括申請は、eLTAXの利用者IDをお持ちの場合に限ります。）
27	eLTAXで特例猶予ではない徴収猶予申請を行うことは出来ますか。	eLTAXにより、特例猶予ではない徴収猶予申請を行うことは出来ません。
28	代理人は申請できますか。	税理士による代理申請は可能ですが、それ以外の代理人による申請はできません。
29	利用者情報入力欄の照会番号とは何ですか。忘れた場合はどうすればよいですか。	照会番号は、当該申請が提出先の地方公共団体における受付結果や受付状況を確認する際に必要となります。4～20桁の英数字記号で入力してください。 忘れた場合は、PCdesk（WEB版）による申請結果を確認できなくなります。その場合には、申請先の地方公共団体へ直接ご確認ください。
30	複数の地方公共団体や、複数の税目を一括で申請する場合は、どのようにすればよいですか。	①複数の地方公共団体への一括申請 eLTAXの利用者IDを利用して申請する場合に限り、複数の地方公共団体への一括申請手続きが可能です。（個人が申請する場合、市区町村宛ての一括申請は可能ですが、複数の道府県に対する一括申請はできませんので、ご了承ください。上記参照） 複数の地方公共団体へ一括して申請する場合は、eLTAXホームページの専用様式を使用してください。（この専用様式は、複数の地方公共団体へ同一のファイルを一斉に送信する都合上、各地方公共団体宛ての申請内容を一覧化したファイルとなっています。このため、複数の地方公共団体宛ての申請内容全体が、各地方公共団体に知られることとなります。この点をご了解のうえでお使いください。なお、個々の地方公共団体に対して当該団体への申請内容のみを送信したい場合には、提出先ごとに申請書ファイルを作成し、個別の地方公共団体宛ての送信を繰り返すことによって申請することも可能です。） ②複数の税目についての猶予の一括申請 一つの地方公共団体に対して、同一地方公共団体内の複数税目を一括して申請手続きする場合、「税務代理権限証書」手続きから添付する徴収猶予の特例申請書の「納付又は納入すべき税」の項目に複数税目を記載することで、一括申請が可能です（利用者IDを取得していない方でも可能です）。 なお、上記①で複数の地方公共団体に対して専用様式を用いて一括申請する場合も、当該専用様式に複数の税目を記載することが可能です。
31	納付書番号等がわかりません。どこに記載されていますか。	今年度届いた税額通知書や特別徴収義務者用税額通知書に記載されている番号となります。申告税目（法人事業税、法人住民税、事業所税等）の場合、直近で提出先地方公共団体へ申告した申告書に記載されている番号を記載してください。地方公共団体によって番号の標題や名称が異なりますが、具体例は以下の番号となります。 ・通知書番号・指定番号・特徴義務者番号・帳票番号・宛名番号・車両番号・標識番号・通知番号・管理番号など なお、個人番号通知カードやマイナンバーカードに記載されている個人番号や法人番号は記載しないでください。
32	前年までに税金を課税された実績が無い法人ですが、特例猶予は受けられないのでしょうか。	納税予定の地方公共団体窓口へご確認ください。

番号	質問内容	回答欄
33	電子での申請が「手続完了しました。」と表示されました。「手続完了」とは、猶予されることが決定したということでしょうか。	特例猶予に関する「手続完了」については、猶予されることが決定したのではなく、申請情報を受領したことを連絡するものです。郵送の受付印に相当することにご留意ください。 猶予されることが決定された場合、各地方公共団体から猶予決定通知が郵送等で届きます。 ※記載不備他、審査結果については、申請先地方公共団体へご確認ください。
34	具体的にどのような場合に特例猶予が認められますか。 猶予期間はいつまでですか。 申請はいつまでに行えばよろしいですか。	制度に関する質問については、おそれいりますが、提出先の地方公共団体へご確認ください。
35	特例猶予が決定し、翌年まで納付が延長できた場合、翌年の納税は未納分すべてを一括納税となりますか。	納税予定の地方公共団体窓口へご確認ください。
36	私は以前より滞納があります。この滞納分についても特例猶予の申請をすることができますか。	特例猶予の対象となるのは、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税です。（それ以前に納期限があり、滞納が続いている税についてはこの特例猶予の申請はできません。）なお、今回の特例に係る法律の施行から2か月の間においては、令和2年2月1日以後に納期限がある地方税（例：4月30日が納期限となっている税）が滞納となっている場合についても、特例猶予の申請が可能となっています。
37	特例猶予の申請の特設ページを見ましたが、私はこれまでeLTAXを利用したことがなく、何から始めればよいのでしょうか。	eLTAXホームページの「eLTAXの概要」および「eLTAXのご利用の流れ」をご確認ください。 なお、特例猶予の申請にあたっては、利用届出は必ずしも必要ではありません（ただし、利用届出をしてeLTAXの利用者IDを取得した場合には、複数団体へ一括して手続きすPCdesk（WEB版）で申請が行えます。詳細は以下のURLからご確認ください。 eLTAXの概要 → https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/gaiyou/ eLTAXのご利用の流れ → https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/gaiyou/flow/
38	当社はバイクを20台所持しています。軽自動車税の特例猶予申請書には一台一台記載する必要がありますか。申請書一枚に書き切れません。	申請書1枚に書き切れない場合、複数の申請書を送信いただくか、申請書様式には「別添のとおり」と記載したうえでeLTAXホームページの専用様式（複数の地方公共団体宛てに一括申請する場合に用いる様式）を使用することが出来ます。
39	申請書の書き方がわかりません。 ・収入・支出の欄はもれなく記載しなければならないのでしょうか。書き切れません。 ・添付資料は、どのような場合に何が必須でしょうか。	eLTAX特設ページに掲載する「eLTAXを利用した徴収猶予の特例の申請書の手順」をご確認ください。申請書様式の各記載項目に入力すべき内容や添付すべき資料等がわからない場合は、提出先の地方公共団体へご確認ください。
40	複数団体用専用様式の書き方について、教えてください。 「納付・納入すべき税」のうち、一部だけ納付したい場合、どのように記載すればよろしいでしょうか。	「納付可能金額」があり、「納付・納入すべき税」と「猶予額」が一致しない場合は、納付・納入する税目の「摘要欄」に納付する額をご記入いただくか、申請先地方公共団体へご相談ください。